

情 報

短期大学基準協会による第三者評価を受けて

山田隆文

ALO・点検評価委員長・教務部長

キーワード：認証評価，第三者評価，短期大学基準協会

1. はじめに

学校法人明倫学園明倫短期大学は、一般財団法人短期大学基準協会（以下、短期大学基準協会、<http://www.jaca.or.jp>）による、二回目の訪問調査を平成26年10月に受け、平成27年3月に「適格と認める」との認証評価を受けた。今回、二回目のALOも経験し、その経過報告を行う。

2. 第三者評価とは

第三者評価とは、大学等が他大学の教職員などの第三者の客観的な視点から、自己点検・評価された資料を基に、7年に一度評価を受けるものである。

学校教育法の第百九条には、以下のように記載されている。

「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。（一部抜粋）」

つまり、短大を含む高等教育機関には、

- ① 自己点検・評価を行うこと
- ② 公表すること
- ③ 7年に一度認証評価期間による外部評価（第三者評価）をうけること

が求められているのである。

3. 評価の目的

評価の目的は、短期大学基準協会から引用すると、以下のように定義づけられている。

「短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短

期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的とします。」

また、認証評価の周期は、「第三者評価は、文部科学大臣による設置認可後又は評価を受けた翌年度から7年以内ごとに受けなければなりません。」と定められている。

4. ALOの業務

ALOという言葉は耳慣れないものであるが、短期大学基準協会によれば以下のように定義されている。

ALOは、Accreditation Liaison Officerの略語である。認定評価作業連絡調整担当者という意味であって、認定にかかわるすべての作業を統括・調整する人を指している。

ALOの任命者は、理事長又は学長である。

ALOになるのは、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有するものである。

さらに、その業務を円滑に行い、任務を遂行していくために、以下のような、かなりハードルの高いアイデンティティが求められている。

1) ALOの役割

ALOは、自己点検・評価活動及び第三者評価に関して、中心的役割を担わなければならない。また、第三者評価に関しては、常に本協会と連絡をとり、短期大学の向上・充実に向けて前進できるよう学内組織全般を支援しなければならない。

実際に、学内では自己・点検評価報告書の作成全般、訪問調査では、他大学の教職員との連絡から、日程の調整など、こまごましたコーディネートを行った。

2) 教職員からの信頼

ALOは、中立的な立場でなければならない。

これは、学内のあらゆる部署から、意見や情報を収集し、教育の質保証を目指す必要があるからであり、短期大学を向上・充実にさせていくための参考とし、中立・公正な立場を堅持すること、かつ、肝要であると短期大学基準協会のALOマニュアルには記されている。

3) ALOとしてのバランス感覚

第三者評価は、あくまでも各短期大学が高等教育機関としてより良い教育サービスが提供できるよう向上・充実に促すものであり、短期大学間の競争をあおるこ

とではない。また、学内における教員のランク付けを行うものでもないということが基本的スタンスである。

第三者評価は、あくまでもピア・レビュー (peer review, 翻訳すると「査読」という意味になるが、研究者仲間や同分野の専門家による評価や検証) を通して、教育機関が教育の質を向上させ発展していくためのものである。

以上のようなことから、ALOは、以下の三つの項目に留意していく必要に迫られる。

- ① 教育の質を保つために有益か?
- ② 向上・充実につながるか?
- ③ 誠実・公平であるか?

4) 対話 (Dialogue) の重要性

第三者評価作業を行っていく上で、ALOの対話能力が重視される。学内で、質的にも量的にも発展的な対話の機会を十分に持ち、また、相互尊重の立場に立って、あらゆるセクションの教職員が対話に参加し、教育の向上・充実に向けて話し合う必要がある。問題解決の第一歩は対話にあると記載されているが、学科や職種の違いなど、価値観の相違などから、いかにコンセンサスを得ていくかという点では、まだまだ力不足を感じる。

5) 良質な対話能力

高等教育機関に携わる者として、それにふさわしい良質な対話を行う上で、

- ① 対話の目標は相手に対する敬意に基づいた合意形成である。
 - ② 対話は、丁寧な意見聴取、理解の探究、話す機会を皆に与えることを、繰り返し行うことである。
 - ③ 対話は、自己認識を創造し、コミュニケーション技能を向上させ、組織体を強化するものである。
- という三点を考慮しなくてはならないのである。

自己・点検評価報告書を作成するにあたり、完成後に読み返してみると、まだまだ、記載の不十分な点や、前後関係の矛盾点を発見し、7年後の認証評価に向けて、多くの宿題を抱えることとなった。

5. 第三者評価のスケジュール

第三者評価の今回のスケジュールは、以下の通りである。

○平成25年

- 6月 次年度第三者評価の受付
- 8月 ALO研修会

9月 実施の決定

○平成26年

- 6月 自己点検評価報告書の作成と提出
- 7月 評価員による書面調査
- 10月 訪問調査
 - 1日目 評価員打ち合わせ
 - 2日目 ALOとの打合せ
資料等の検討等
面接調査 (1)
学内視察
面接調査 (2)
評価員会議
 - 3日目 ALOとの打合せ
資料等の検討等
面接調査 (3)
評価員会議
- 12月 機関別評価案の内示

○平成27年

- 3月 機関別評価の決定・通知・公表

6. 自己点検・評価について

自己点検・評価、第三者評価ではどのようなことを評価されるのであろうか。

第2期の評価基準は、第1期のものから大幅に変更され、大きく4つの基準に分けられている。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

- 1 建学の精神が確立している。

B 教育の効果

- 1 教育目的・目標が確立している。
- 2 学習成果を定めている。
- 3 教育の質を保証している。

C 自己点検・評価

- 1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

- 1 学位授与の方針を明確に示している。
- 2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。
- 3 入学者受け入れの方針を明確に示している。
- 4 学習成果の査定(アセスメント)は明確である。
- 5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

B 学生支援

- 1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
- 2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
- 3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
- 4 進路支援を行っている。
- 5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

- 1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
- 2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。
- 3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。
- 4 人事管理が適切に行われている。

B 物的資源

- 1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。
- 2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

- 1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

D 財的資源

- 1 財的資源を適切に管理している。
- 2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

- 1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

B 学長のリーダーシップ

- 1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

C ガバナンス

- 1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務

を行っている。

- 2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。
- 3 ガバナンスが適切に機能している。
(短期大学基準協会の評価基準より抜粋)

また、上記の4つの評価基準の他に、大学独自のアピールを行う基準がある。

選択的評価基準

- 1 教養教育の取り組みについて
- 2 職業教育の取り組みについて
- 3 地域貢献の取り組みについて

明倫短期大学は2の「職業教育の取り組みについて」を選択し、自己点検・評価を実施した。

7. 評価結果

機関別評価結果は、以下の通りである。

「明倫短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成27年3月12日付で適格と認める。」

また、基準Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、及び、選択的評価基準ともに<合>という判定を得た。

8. 今後の課題と7年後の認証評価に向けて

認証評価では適格との評価を受け、特に優れた試みと評価できる事項も多く、早急に改善を要すると判断される事項は無かったものの、向上・充実のための課題は多くの残されている。

まず、学修成果の定義付けを行わなければならない。また、自己点検評価が、まだ全教職員に浸透しておらず、全学的な取り組みに発展させていくという課題もある。

次の訪問調査は7年後であるが、明倫短期大学の自己点検評価は今、はじまったばかりであるという気持ちを忘れてはならない。